

氏名(本籍)	小 ^こ 葉 ^{くすり} 哲 ^{てつ} 哉 ^や (茨城県)			
学位の種類	博士(言語学)			
学位記番号	博甲第5971号			
学位授与年月日	平成24年3月23日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
審査研究科	人文社会科学研究科			
学位論文題目	The Dual Behavior of Postverbal Elements in English: A Parallel Architecture Approach (英語における動詞後要素の振舞いの二面性—並列構造的アプローチ)			
主査	筑波大学教授	博士(言語学)	加賀信広	
副査	筑波大学教授	文学博士	廣瀬幸生	
副査	筑波大学准教授	博士(言語学)	島田雅晴	
副査	筑波大学准教授	博士(言語学)	和田尚明	
副査	筑波大学准教授		宮腰幸一	

論文の内容の要旨

言語研究を進める上で、対象とする文法現象の容認性が見極めが難しい問題となる場合がある。たとえば、研究論文等では容認不可能と判断されている構文型でありながら、一方で容認可能な実例が多々見つかる場合がある。本論文では、そのような対立する容認性判断が存在する文法現象に着目し、これを「振舞いの二面性」と呼び、なぜそのような二面性が生ずるのかという問いに対して掘り下げた考察を行う。具体的には、いずれも補文や目的語など動詞後の要素に関わる4つの現象、すなわち、発話様態動詞の補文節、状態変化動詞の目的語省略、動作表現構文、同族目的語構文を取り上げ、並列構造的アプローチを用いて、統語・意味・談話機能の3つの側面を詳細に検討することにより、その「振舞いの二面性」に原理的な説明を与えることを目的とする。そして、結論として、次のような一般化を導く。「文法現象における振舞いの二面性は、統語・意味と談話機能の相互作用によって生じる。ある表現について、無標の場合には、統語・意味構造に課せられる制約に違反するために容認されないが、有標の場合には、談話機能に関わる要因によって当該表現の統語・意味構造が変容をうけ、その結果、課される制約を満たすようになり容認可能となる」というものである。

本論文は、序論の第1章に続き、3部6章から構成される。

まず第1章では、本論文の目的と構成が述べられる。

本論文の第1部となる第2章では、理論的枠組みが提示される。文法現象における振舞いの二面性とは、突きつめて言えば、単文では通例容認されない構文型が特定の文脈や談話内に置かれることで容認可能となる現象である。したがって、文法現象の二面性を統一的に説明するためには、文の統語的・意味的側面に加えて、当該の構文が実際の文脈や談話に生じた際の機能的役割等も包括的に扱うことのできる理論体系が必要となる。そのような観点から、Jackendoff (2002) および Culicover and Jackendoff (2005) で提案された並列構造理論が導入され、それを修正、拡大したアプローチが採用される。本論文では、情報構造と文機能を扱う独立した部門として談話機能部門が新たに仮定され、当該部門内で構築される談話機能構造 (DFS) と

それを記述する理論的装置が提案される。統語構造 (SS) および概念構造 (CS) に加え、この DFS が表示レベルとして機能することにより、二面性を示す文法現象において、統語・意味・談話機能がそれぞれどのように関わるかが明示的な形で記述できることになり、それらの現象に対して原理的な説明を与えることが可能となる。

第3章から第6章では、この並列構造理論に基づいた事例研究が提示される。提案する分析のタイプに従って、2部に分けられ、まず第3章と第4章から成る第2部では、動詞が表す事象構造と文脈情報との相互作用が重要となる文法現象が扱われる。

第3章は、発話様態動詞がとる that 節補文の振舞いの二面性についての考察である。whisper や shout 等の発話様態動詞は、先行研究において、補文標識 that の省略や補文内要素の抜き出しが容認されないことが指摘されてきた。しかし、実際には、それらが可能となっている事例も存在している。本章では、こうした振舞いの二面性は、発話様態動詞が<様態>と<発話>という2つの語彙意味成分を内在していることに起因すると主張する。すなわち、無標の場合にはその<様態>成分に焦点が当たり、上記の振舞いが現出するが、文脈情報等により<発話>成分が卓越的な地位を得ると、逆の振舞いが観察されることになるのである。

第4章では、状態変化動詞がとる目的語の省略現象が扱われる。従来の研究では、sweep などの行為様態動詞と異なり、break などの状態変化動詞の目的語は省略できないとされてきたが、近年 Goldberg (2001, 2005) などにより、動作の反復・習慣・総称的解釈が与えられたり、動作に対比的な焦点が置かれたりする場合には、状態変化動詞であっても目的語省略が可能になることが観察されてきた。本章では、Goldberg 等の先行研究を概観し、その問題点を指摘した上で、当該現象が示す二面性に関して、動詞の<結果状態>の意味成分が文脈情報によって前景から背景へと後退し、同時に<動作>または<出来事全体>が前景化することにより、振舞いの逆転が生ずるとの分析を提示している。

第5章および第6章から成る第3部では、動詞に下位範疇化されない名詞句の統語的・意味的特性と、談話における文機能の相互作用が重要な役割を果たす現象が扱われる。まず、第5章では動作表現構文が取り上げられる。従来は、smile one's thanks のような表現名詞構文は受動化することができず、したがって表現名詞は統語的には付加詞であるとする分析が優勢であったが、しかし、表現名詞構文であっても受動化が実際には可能であり、また、表現名詞を動詞の目的語であると主張する研究者も近年出始めている。本章では、表現名詞は統語的には目的語位置にあるものの、その生起は動詞によって認可されるのではなく、構文的イディオムとして認可されると主張する。この分析に基づき、動作表現構文が示す振舞いの二面性は、その構文的イディオムとしての統語的・意味的特性と、談話における文の提示機能との相互作用によって説明できることが示される。

第6章では、同族目的語構文の受動化の認可条件について考察が行われる。本構文も、動作表現構文同様、受動文が容認されず、同族目的語は付加詞であるとする分析が存在しているが、実際には受動化の事例が多数見つかる。本章では、先行研究として Kitahara (2010) の分析を批判的に検討し、その上で、同族目的語構文には、目的語が (i) 構文の項である構文的イディオムタイプと、(ii) 動詞の目的語となる他動詞文タイプの2種類が存在すると主張する。さらに、受動化については、構文的な意味と提示機能が作用することにより、(i) のタイプであっても受動化が可能であることが示される。

第7章では、本論文の主張がまとめられ、結論と今後の展望が述べられる。

審査の結果の要旨

言語研究ではこれまでも、単文では容認不可能と判断される構文型でありながら、特定の文脈や談話に現

れると例外的に容認できるようになる事例があることが知られてきた。しかし、それはあくまで「例外的な」事例としてであり、なぜそのような事例が実際に容認可能になるのかを正面から考察した研究はほとんどなかった。本論文は、まさにその点に踏み込み、これまで例外的な容認性とされてきた判断を「振舞いの二面性」として捉え直し、一定の談話的情報が加わることで、なぜ容認性判断の逆転が起こるのかを理論的に説明しようとした独創的かつ意欲的な論考である。これまでの言語研究で重要性を認められてこなかった部分に光を当てたという意味で、本論文は言語研究の地平を新たに切り拓く内容をもっていると評価できる。

理論的には、本論文は Jackendoff (2002) 等の並列構造理論を修正、拡大したアプローチを採用するが、そこでは統語構造、意味概念構造、談話機能構造が有機的に相互作用するシステムが提案される。このことにより、文の統語的・意味的側面に加えて、実際の文脈や談話に文が生じた際の機能的役割等も包括的に扱える理論体系となり、「振舞いの二面性」を原理的に説明する基盤が用意されたことになる。実際のところ、この体系を利用する形で、発話様態動詞の補文と状態変化動詞の目的語に関する現象に対して説得力のある説明が与えられている。すなわち、一定の文脈情報が与えられると意味成分の前景化される部分が変化するために容認性判断が変わるとする説明であるが、これは従来の統語論的ないし意味論的説明にくらべて、格段に柔軟でより現実に即した文法性の記述を可能にしており、高く評価される。

また本論文は、動作表現構文と同族目的語構文についても、その構文的特性をよく見極めた上で、受動化可能性について掘り下げた論考を展開している。提示機能を有する場合にこの両構文は受動文になりやすいが、それを単なる観察に終わらせるのではなく、目的語が束縛代名詞を含むという両構文に共通する統語・意味特性に絡めて理論化しているところに、統語・意味・談話の有機的相互作用による説明を標榜する本論文の本領が見てとれる。

ただし、今後に残された課題がないわけではない。本論文で提案した並列構造理論を拡大させた体系モデルは射程が広いだけに、統語・意味・談話の各部門の正確な位置づけ、とりわけ新たに提案された談話機能構造の統語や意味との関連付けの詳細については、実証的な研究を積み重ねて、さらに明確化していくことが必要である。また、「前景化」「背景化」などの概念についても、認知言語学等における知見を参考にして、より詳細な規定や定義を行うことが必要であろう。

以上、若干の課題は残るものの、本論文は英語を中心とする構文研究に、統語・意味・談話の包括的な観点から新たな視点を提供するものであり、優れた研究成果であることは間違いない。

平成 24 年 1 月 17 日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。